

令和8年度 紫波町職員採用候補者選考試験 (令和9年1月採用 任期付職員) 受験案内

紫波町役場 企画総務部 総務課 職員係
〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
電話 019-672-6867 (直通)

令和8年度紫波町職員採用候補者選考試験を次のとおり行います。この試験は、令和9年1月に採用予定の紫波町産前産後休暇・育児休業代替任期付職員の採用候補者を決めるために行うものです。

* 産前産後休暇・育児休業代替任期付職員とは

産前産後休暇や育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の職務に従事します。

試験の合格者は、**産前産後休暇・育児休業代替任期付職員採用候補者名簿**に登載され、採用される資格を取得します。

任期は、正規職員の産前産後休暇・育児休業の取得期間に応じて、採用時に決定します。

任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）については、原則として正規職員と同様の扱いとなります。（育児休業及び育児短時間勤務を利用することはできません。）

※ 職員の産前産後休暇・育児休業の取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。

1 試験職種及び登録予定人員

試験職種	登録予定人員	主な勤務先	職 務 内 容
一般事務	若干名	町長部局、 教育委員会 等	住民生活に関わる幅広い行政分野において、政策の企画・立案・実施、公共サービスの提供や相談対応など、住民の暮らしをサポートする多様な業務に従事します。

2 受験資格

試験職種	受 験 資 格
一般事務	次の（１）（２）の資格を満たす者 （１）平成20年4月1日までに生まれた者で、高校以上（大学、短期大学及び専門学校等を含む）を卒業した者 （２）普通自動車第一種運転免許（ＡＴ限定可）を有する者

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月30日（金）まで

※インターネット受付のため、期間中は24時間申し込み可能です。ただし、保守点検作業等によりシステムを停止する場合がありますのでご了承ください。また、受付終了直前はシステムが混み合う可能性がありますので、時間に余裕をもって申し込みください。

4 受験手続

(1) 申込方法

- ① 受験手続の際は、パソコンまたはスマートフォンでインターネットに接続できる環境が必要です。
- ② 紫波町職員採用情報ページ (<https://public-connect.jp/employer/17475>) にアクセスし、受験を希望する職種のエントリー画面に必要事項を入力、「マイページ」にプロフィール情報（基本情報、職歴・学歴など）及び受験者本人の顔写真を登録の上、令和8年10月30日（金）までにエントリーを完了してください。

※応募にあたっては、「パブリックコネクト」の会員登録が必要です。

※「@town.shiwa.iwate.jp」「@public-connect.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるようにしてください。

(2) 受験番号・受験票

エントリーが完了すると受験番号が発番されますので、エントリー完了後に「マイページ」の「エントリー一覧」から本試験を選択し、「受験票」に記載されている受験番号を確認してください。（「受験票」自体は使用しませんので、紙に印刷する必要はありません）

エントリーを完了したはずなのに受験番号が確認できない場合には、紫波町役場 企画総務部 総務課職員係に電話等でお問い合わせください。

5 試験日及び場所

試 験 日 時	会 場
令和8年11月9日（月） 受付時間 午前8時30分～午前8時40分まで 試験開始 午前9時00分から	紫波町役場 （紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1）

6 試験の方法及び内容

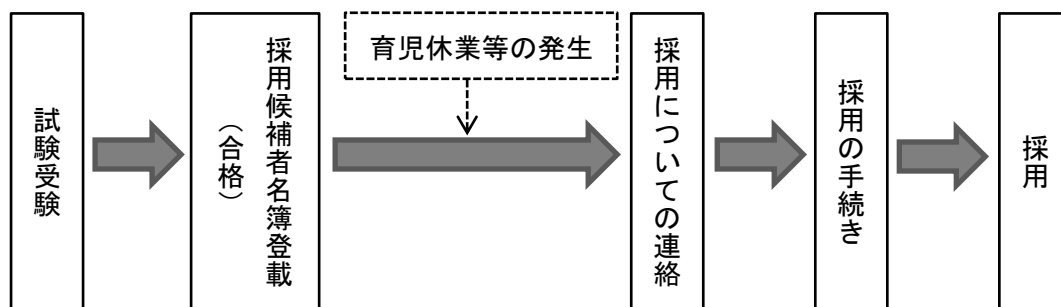
試験方法	内 容
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力等が当該職にふさわしいかをみるための課題作文試験 （800字以内 1時間）
人物試験	公務員としての適格性及び人柄、気力等をみるため、個別面接等を行います。

7 合格発表

令和8年11月下旬までに紫波町役場前掲示板及び町ホームページに受験番号を掲示するほか、受験者全員にメールで通知します。また、合格者には、郵送で文書を通知します。

8 合格から採用まで

<採用までの流れ>



(1) 合格者は、**産前産後休暇・育児休業代替任期付職員採用候補者名簿**に登載され、令和9年1月1日以降において、職員の産前産後休暇・育児休業の取得状況に応じて、名簿登載者の中から採用されることとなります。

ただし、職員の産前産後休暇・育児休業の取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。

(2) 産前産後休暇代替任期付職員として採用する場合は、原則として職員の産前産後休暇期間を任期とします。

産前産後休暇代替任期付職員として勤務する間に、その職務を良好な成績で遂行し、かつ、職員が引き続き育児休業を取得する場合は、引き続き育児休業代替任期付職員として任用することがあります。

育児休業代替任期付職員として任用する場合の任期は、職員の育児休業期間の範囲内で定めます。

なお、代替する職員の産前産後休暇又は育児休業の取得期間が変更された場合は、任期を変更することがあります。

(3) この名簿の有効期間は、令和11年12月31日までの3年間となります。名簿登載期間中は、職員の産前産後休暇・育児休業の取得状況に応じて、複数回にわたり採用されることがあります。

(4) 名簿登載後、欠格事項に該当するなど登録資格を満たさなくなった場合は、登録は無効となります。

9 給 与

(R8.4.1 現在)

職種	学歴等		給料
一般事務	高校卒	民間企業等（正社員）での実務経験年数 5年の場合	約22万円
	大学卒	民間企業等（正社員）での実務経験年数 5年の場合	約24万円

※初任給は、採用前の経歴等に応じて一定の基準で加算され決定されます。

※給料のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当等が支給されます。

10 その他

本試験は、令和8年度第2回紫波町職員採用試験（令和9年4月採用）と併願することができます。

併願を希望する場合は、本試験と紫波町職員採用試験の双方に、それぞれ申込みを行ってください。いずれか一方の試験の申込みのみでは、併願の取扱いとはなりません。

両試験を併願し、本試験の面接試験を受験した方については、面接試験の結果を紫波町職員採用試験の第1次試験（個別 Web 面接）の判定に使用します。この場合、紫波町職員採用試験の第1次試験（個別 Web 面接）を改めて受験する必要はありません。

なお、両試験の合否は、それぞれの試験基準により判定します。一方の試験の合否が、もう一方の試験の合否を決定するものではありません。

11 問い合わせ

試験に関する問い合わせについては、紫波町役場 企画総務部 総務課 職員係でお答えします。

また、当町の求職活動等におけるハラスメントに関する相談窓口は紫波町役場 企画総務部 総務課 職員係に設置しております。採用試験におけるハラスメントに関するご不安や、お気付きの点がございましたら、お問い合わせください。

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

電話 019-672-6867（直通）